

福島地方水道用水供給企業団公告第 5 号

遠隔漏水監視業務委託について、下記のとおり制限付一般競争入札を行うので、福島地方水道用水供給事業会計規程(以下「会計規程」という。)第 156 条に基づき公告する。

令和 8 年 4 月 28 日

福島地方水道用水供給企業団
企業長 馬場 雄基

記

1	委託名	遠隔漏水監視業務委託	
2	委託場所	福島市飯坂町平野字上ノ檀地内ほか	
3	委託概要	主要国道・鉄道横断箇所 7 箇所及び過去に漏水が発生した路線 1 箇所を対象に、遠隔漏水システムにより重要管路を常時監視するもの	
4	契約期間	令和 8 年 6 月 1 日から令和 11 年 6 月 15 日まで (1108 日間) 地方自治法第 234 条の 3 に基づく長期継続契約 (37 ヶ月)	
5	予定価格	非公表	
6	最低制限価格	無	
7	低入札価格調査について		
	① 調査基準価格	無	
	② 失格基準価格	無	
8	入札参加形態	単体企業	
9	入札参加資格要件	次に掲げる条件をすべて満たし、かつ、企業長による競争入札参加資格の確認を受けた者	
	①	地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しない者	
	②	令和 7・8 年度福島地方水道用水供給企業団競争入札参加資格の認定者	
	③	登録内容	漏水調査業務の登録のある者
	④	所在地区分	無
	⑤	許可資格区分	無
	⑥	技術者の配置	無
	⑦	資格総合評点	無
	⑧	福島地方水道用水供給企業団において競争入札参加指名停止期間中でない者	
	⑨	業務実績	無
⑩	破産法(平成 16 年法律第 75 号)の規定による破産の申立て、旧和議法(大正 11 年法律第 72 号)の規定による和議開始の申立て、会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)の規定による更生手続開始の申立て、民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)の規定による再生手続開始の申立て(ただし、会社更生法に基づく更生手続開始の決定日以降の日を審査基準日とする建設業法第 27 条の 23 第 1 項に規定する経営に関する客観的事項の審査を受け、その結果の通知を受けたものを除く。)、又は会社法(平成 17 年法律第 86 号)の規定による清算の申立てがなされている者でないこと。		
10	設計図書等の閲覧について		
	① 閲覧場所	福島地方水道用水供給企業団ホームページ ホームページアドレス (https://www.f-wsa.jp/)	
	② 閲覧期間	令和 8 年 4 月 28 日(火)から令和 8 年 5 月 25 日(月)まで	
	③ 閲覧方法	福島地方水道用水供給企業団ホームページ上にて、閲覧及びダウンロードすること。	
	④ その他	期間内に設計図書等を閲覧されない方は入札参加申請できません。	
11	質問について		
	① 質問方法	質問書(様式 2)により、総務課契約情報係へファクスすること。	
	② 質問期間	令和 8 年 4 月 30 日(木)から令和 8 年 5 月 18 日(月)午後 4 時まで	
	③ 質問に対する回答	福島地方水道用水供給企業団ホームページに掲載する。 ホームページアドレス (https://www.f-wsa.jp/)	
④	回答閲覧期間	令和 8 年 4 月 30 日(木)から令和 8 年 5 月 25 日(月)まで	
12	入札参加資格の確認申請について		
	① 提出書類	(ア)書類等の作成に係る費用は提出者の負担とする。	

		(イ)提出された技術資料を福島地方水道用水供給企業団は無断で使用することができないものとする。 (ウ)提出された書類等の返却、差替えは認められない。	
	i	資格確認申請書	制限付一般競争入札参加資格確認申請書(様式3)
	ii	施工実績	
	iii	配置予定の技術者	
	②	提出方法	窓口へ持参 又は 郵送 (提出期間内に必着すること。ファクス、Eメール等は不可)
③	提出先	福島地方水道用水供給企業団 総務課契約情報係	
④	提出期間	令和8年4月30日(木)から令和8年5月14日(木)まで	
13	入札参加資格の決定	令和8年5月15日(金) ただし、参加資格者は入札時まで非公表 (ア)制限付一般競争入札参加資格確認通知書は決定後郵送にて送付する。 (イ)入札参加資格がないと認められた者は、令和8年5月25日(月)までに書面の持参により理由の説明を求めることができる。	
14	入札方法について		
	①	入札方法	(ア)入札書(様式6)の記載金額は、本業務委託期間に係る税抜きの総額とする。 (イ)入札書及び工事費内訳書は二つ折(封筒は不要)で提出すること。郵便、電信による入札は不可とする。
	②	入札回数	2回を限度とする。
	③	入札日時	令和8年5月25日(月) 午前11時00分
	④	入札場所	福島地方水道用水供給企業団 2階 大会議室 〒960-0201 福島市飯坂町字沼ノ上1番地の1
⑤	その他	(ア)制限付一般競争入札参加資格確認通知書(様式4)(写し可)を必ず持参すること。 (イ)競争入札心得による。(福島地方水道用水供給企業団ホームページ参照)	
15	入札保証金	免除	
16	契約保証金	請負代金の100分の10以上の額とし、福島地方水道用水供給企業団工事請負契約約款(以下「約款」という。)第4条第1項各号(以下参照)に掲げるいずれかの保証を付するものとする。 第1号 契約保証金の納付 第2号 契約保証金に代わる担保となる有価証券の提出 第3号 銀行等の金融機関又は前払金保証事業会社の保証 第4号 公共工事履行保証証券による保証 第5号 履行保証保険(定額填補による付保)の締結	
17	支払条件・契約条項	約款による。	
18	特約条項	(長期継続契約) 第一条 本契約は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条の3の規定に基づく長期継続契約とする。 (予算の減額等による契約の変更又は解除) 第二条 契約締結日の属する年度の翌年度以降において、本契約に係る発注者の歳出予算が減額又は削除された場合は、発注者は、本契約の全部又は一部を変更し、又は解除することができる。 2 前項の規定により契約を解除した場合において、受注者に損害が生じても、発注者はその責めを負わないものとする。	
19	契約書作成の要否	要	
20	入札の無効	本公告に示した競争に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者のした入札並びに競争入札心得において示した条件等入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。 なお、企業長により競争入札参加資格のある旨確認された者であっても、確認の後、競争入札参加指名停止措置を受けて入札時点において競争入札参加指名停止期間中である者等、入札時点において記9に掲げる資格のない者のした入札は無効とする。	
21	入札の中止について	(ア)入札参加者が1者の場合であっても、この入札を実施する。	

		(イ)本件入札に関し、不正な行為等により公正な入札執行が困難と判断されるときは入札を中止又は延期することがある。
22	問い合わせ先	福島地方水道用水供給企業団 総務課契約情報係 〒960-0201 福島市飯坂町字沼ノ上1番地の1 電話：024-541-4100 ファクス：024-541-4180